

參考資料

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）

[平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号]

○介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（抜粋）

[平成二十四年十月五日厚外岡山県条例第六十二号]

目次

第一章 総則（第一条—第三条）	
第二章 訪問介護	<中略>
第四節 運営に関する基準（第八条—第三十九条）	<中略>
第三章 訪問入浴介護	<中略>
第四節 運営に関する基準（第四十八条—第五十四条）	<中略>
第四章 訪問看護	<中略>
第一節 基本方針（第五十九条）	
第二節 人員に関する基準（第六十条・第六十一条）	
第三節 設備に関する基準（第六十二条）	
第四節 運営に関する基準（第六十三条—第七十四条）	

第一章 総則

（趣旨）

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」といいう。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第百四十四条による規定により、各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定によることとする。

（中略）

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行いう者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者 又は指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号又は第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る居宅介護サービスをいう。
- 六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者の員数に換算する方法をいいう。
- 八 常勤時間数 除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいう。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

（指定居宅サービスの事業の一概要）

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者との連携に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

唐二章 訪問介譜

第一章 訪問介護

卷之二

卷中

第四節 漢書に関する基準

筆記簿の運営

卷中

(指定屋号サニバス事業者①指定の要件)

第四条 指定居宅サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院（医療法第十四条第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同第二項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和三十五年法律第二百五号）により行なわれる訪問薬局をいう。以下同じ。）により行なわれる居宅療養管理指導又は病院若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請者は、法人でなければならない。

筆記簿の運営

第三節 道徳の基準

卷中

第四節 運営の基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対する、第三十条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択権に対する、該該提供の開始について利用申込者に説明を行い、[※]書面を交付して、[※]記入欄に署名捺印する。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの

① 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利⽤申込者又は受信者との接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使⽤に係る電記録する方法

□ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子詰算機による申込者への返信等を通じて、事業者に対する電話回線等の接続を主たる事由とする場合

二 一 磁気ディスク、シー・ディー・エー・ロムその他のこれらに準ずる方法によくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要な

法 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録

4 又は第二項の家族の電子情報機器の取扱いに付随する事務のうち、指定訪問介護事業者による訪問介護事業者が、接続回線で電気通信回線などを電気通信装置機器と接続するもの。

5 指定訪問介護事業者は、又はその規範に規定するに係る次に掲げる事項に規定するに係る事項に就いて、該利用の申請者又は被扶養者に就き、
あらかじめ、該利用の申請者又は被扶養者に就き、該利用の申請者又は被扶養者に就き、

し、又青いのは電気的方伝による手話を持つないよつない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して提供することができる。この場合に記すべき重要な事項の(以下「当該文書」)について、当該文書を交付する旨を明確に示す。

- イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要な事項を記録する方法(電気通信回線を用いて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要な事項を記録する方法)。
- ウ 電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要な事項を記録する方法(電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要な事項を記録する方法)。

二 磁気ディスク、光ディスクその他のこれらに前項の重要事項を記録する方法
ができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものとすること

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信用回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、又は電話的方法による連絡を要しない。

第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもののマイ化への記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に的対し、第一項に規定する重要事項の方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止) 第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

母給養機器の確認)

第十一章 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業者、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確定するための手続を求める場合は、その者の提示する被保険者登録証によつて、被保険者登録証に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めなければならぬ。

要介護認定の申請に係る擇助)

第十二条 指定訪問介護事業者は、要介護認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行わぬ場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われる場合においては、要介護認定の更新の申請が既に行われているときは、要介護認定の更新の申請が既に行われた三十日前にはなされねばならない。

卷之三

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者の手帳(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条の個人の状況等に係る記載事項を用いて、利害関係者との連絡を取ることとする。

一七四八

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)
第十五條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないこと（当該に対応する市町村の旨を説明するため）を理由として受け入れることとし、居宅介護支援事業者にて依頼するこ（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないこと（当該に対応する市町村の旨を説明するため）を理由として受け入れることとし、居宅介護支援事業者にて依頼するこ

第十六条 (居宅サービスの提供)
指定訪問介護事業者は、居宅する場合は
指定訪問介護事業者は、居宅する場合は
以下同じ。) が作成されている場合は
引き受けた。) が作成されている場合は
引き受けた。

卷之三

第十七条 指定訪問介護事業者への連絡の手配

6 前項の承諾を得た後には、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

第十条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(受給資格等の確認)

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)
第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第百三十八号）第十三条第二項）等を通過して、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

八十九

法律問題研究
卷之二

（同上） ピコ計画に於けるピコの提携

第1 じめ 目次(印刷) 普通文書(よふぶんしょ) へ口(ひぐち)放(はな)す、書(か)くに相(あ)づかる
問介護を提供しなければならない。

（早安） 情歌對面笑含香（標題）

第十八条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡の手順を定めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービスの額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

<中略>

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

<中略>

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十二条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

<中略>

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、満足なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

<中略>

(勤務体制の確保等)

第三十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によつて指定訪問介護を提供しなければならない。
3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

(身分を証する書類の携行)

第十九条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービスの額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

<中略>

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十二条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

<中略>

(利用者に関する市町村への通知)

第二十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、満足なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

<中略>

(勤務体制の確保等)

第三十二条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等によつて指定訪問介護を提供しなければならない。
3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

第三十三条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

第三十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家庭の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家庭の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告) 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)
第三十五条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならぬ。

(苦情処理)
第三十六条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、提供了した指定訪問介護に關し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び利用

4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（四）国民健康保険法（昭和三十二年六月一日施行）

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を行わなければならない。

(地図との連携) 第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する事業者からの苦情に關して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村に該当利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第二項 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第三十八条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行わなければならない。

广告)

第三十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

第三十七条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に對し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対價として、金品その他の財産上の利益を供与してはならぬ。

警情处理

第三十ハ条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、提供了した指定訪問介護に關し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は該当市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び利用者への回り扱いを受ける場合は、前項の日付を又は月口に加え、ヨリ後日付を記入する。

4 指定訪問介護事業者は、市町村から後の求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

6 国民健康保険団体連合会は、前項の改善の内容を報告しなければならない。

新地図との連携

第三十九条 事業者からする者のよう努めなければならない。
（指定期間訪問制度）

事故発生時の対応)

卷之三

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なわなければならない。

会計の区分

**第三十
八條** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第四十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

卷中

第三章 管理訪問入浴介護

卷之三

第四節 運営に関する基準

算理の導入

第五十一条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させることを要旨とする。

卷之三

第四章 訪問看護

(基本方針) 第五十一条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りそこの居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第一卷 一 告別了其樂

卷之三

(看護師等の員数) 第六十条 指定訪問看護の事業所(以下「指定訪問看護事業者」という。)が当該事業を行つう事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、從業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じて、

病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）

「五以上となる員数」の意味を、小説中の「正目喰聞」（以降「正目」）が「目喰氣」（以降「目氣」）と呼ぶことから、この用語は「正目」の「目氣」を指すものである。

卷中

第三章 管理訪問入浴介護

卷之三

運営の基準 第四節

卷之三

(管理学の導入)

第五十六条 入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の從業者にこの節の規定を遵守せらるため必要な指揮命令を行うものとする。

護看訪問第四章

(基本方針) 第六十四条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りそのままの機能の維持回復を目指すものでなければならぬ。

第一編 1号の甘樂

(看護師等の員数)

第六十五条 指定訪問看護の事業を行いう者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行いう事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供を行なう従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下この条において「看護職員」という。）常勤換算方法で、

イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護ステーション」という。）常勤換算方法で、

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下この条において「看護職員」という。）常勤換算方法で、

イ 五以上となる員数
二 二

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けた場合、かつ、指定定期巡回と指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者を（指定地域密着型サービス基準第三条の二に規定する指定訪問巡回・随时対応型訪問介護看護事業者をいう。）の指定を受けた場合に、（四第一項に規定する指定訪問介護看護事業者を同一の事業所において一括して運営する場合に、指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項第一項第一号イに規定する基準により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を受けた場合に、（四第一項に規定する指定複合型サービス基準第三条の二に規定する指定訪問巡回・随时対応型訪問介護看護事業者を同一の事業所において一括して運営する場合に、指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項第一号イに規定する基準により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に從事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、かつ、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護の事業と指定訪問看護の事業と併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と施設等の職務に從事することができるものとする。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第六十二条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行ったために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行ったために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行ったために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を受けた場合については、指定介護予防サービス等基準第六十五金第一項又は第二項に規定する設備の基準を満たすことをもつて、第一項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第六十三条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘査し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めめた場合は、主治の医師及び居住介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第六十四条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第六十五条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘査し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めめた場合は、主治の医師及び居住介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等必要な措置を速やかに講じなければならない。

第六十六条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行ったために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行ったために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行ったために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第六十七条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行ったために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行ったために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行ったために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を受けた場合については、指定介護予防サービス等基準第六十六金第一項又は第二項に規定する設備の基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営の基準

（サービス提供困難時の対応）

第六十八条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘査し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めめた場合は、主治の医師及び居住介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等必要な措置を速やかに講じなければならない。

第六十九条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを行なうとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者との密接な連携に努めなければならない。

第六十五卷 創刊號〔平成一〇年三月〕

田料等(0年領)

第六十六条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サークルの利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護事業者に支拂われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができる。

4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

本詐聞看護の基本取扱方針)

第六十七条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

卷之三

第六十八条 指定訪問看護の実体取扱方針

一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当切に行う。

二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことなどを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

五 特殊な看護等については、これを行つてはならない。

政治の医師との關係)

第六十九条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

(主治の医師との関係)

第六十九条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

ればならぬ。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たつて主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の選領)

第七十条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者が支払われる居宅介護サービス費用を基準額から当該指定訪問看護料に係る居宅介護サービス費用を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2. 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費基準額と、健康保険法（大正十九年法律第七十号）第六十三条第一項の規定による法定訪問看護又は同法第八十八条第一項の規定による法定訪問看護の給付若しくは同法第六十四条第一項の規定による法定訪問看護の給付若しくは同法第五十七条规定による法定訪問看護に要する費用との間に不合理な差額が生じないようにすればならない。

3 指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受けた額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができる。

4 指定訪問看護事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬこととする。

（指掌謁問看護の基本取扱方針）

第七十一条 指定訪問看護者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行なわなければならない。

第七十二条 指定訪問看護事業者は、その提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第七十二条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げることによるものとする。

一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第74条第一項の訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。

二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。

四、指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

五、特殊な看護等については、これを行つてはならないこと。

第七十三条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。
2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項の訪問看護計画書及び同条第五項の訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たつて主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前二項の規定にかかるわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に關する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

第七十条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。

4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に關し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対する訪問看護の禁止）

第七十一条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第七十二条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第七十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要な事項

（記録の整備）

第七十四条 指定訪問看護事業者は、從業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 第六十九条第一項に規定する主治の医師による指示の文書
- 二 訪問看護計画書
- 三 訪問看護報告書
- 四 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 五 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 六 次条において準用する第三十六条第二項に規定する第三十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用) 第七十九条 第二十九条の規定による。この三十条と読み替へる。

卷之三

(準用) 第七十九条 第九条、第十条、第十二条、第十三条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十二条まで、第二十三条から第二十六条まで及び第五十六条の規定は、指定訪問看護の事業について適用する。この場合においては、「看護師等」とあるのは「看護師等」、「訪問介護員等」とあるのは「訪問介護員等」、「心身の状況」とあるのは「心身の状況」と読み替えるものとする。

八
卷之三

<p>○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抜粋） 〔平成十八年三月十四日号外厚生労働省令第三十五号〕</p>	<p>〇介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準（抜粋） 〔平成二十四年十月五日号外臨山県条例第六十五号〕</p>																																												
<p>目次</p>	<p>目次</p>																																												
<table border="0"> <tr> <td style="width: 15%;">第一章 総則（第一条—第三条）</td> <td style="width: 15%;">第一章 総則（第一条—第四条）</td> </tr> <tr> <td>第二章 介護予防訪問介護</td> <td>第二章 介護予防訪問介護</td> </tr> <tr> <td>第四節 運営に関する基準（第八条—第三十七条）</td> <td><中略></td> </tr> <tr> <td>第三章 介護予防訪問入浴介護</td> <td>第四節 運営の基準（第九条—第三十九条）</td> </tr> <tr> <td>第四節 運営に関する基準（第五十条—第五十五条）</td> <td><中略></td> </tr> <tr> <td>第四章 介護予防訪問看護</td> <td>第三章 介護予防訪問入浴介護</td> </tr> <tr> <td>第二節 基本方針（第六十二条）</td> <td>第四節 運営の基準（第五十二条—第五十七条）</td> </tr> <tr> <td>第三節 人員に関する基準（第六十三条・第六十四条）</td> <td>第五節 介護予防訪問看護</td> </tr> <tr> <td>第三節 設備に関する基準（第六十五条）</td> <td><中略></td> </tr> <tr> <td>第四節 運営に関する基準（第六十六条—第七十四条）</td> <td>第六節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）</td> </tr> <tr> <td>第五節 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七十五条—第七十七条）</td> <td><中略></td> </tr> </table>	第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 介護予防訪問介護	第二章 介護予防訪問介護	第四節 運営に関する基準（第八条—第三十七条）	<中略>	第三章 介護予防訪問入浴介護	第四節 運営の基準（第九条—第三十九条）	第四節 運営に関する基準（第五十条—第五十五条）	<中略>	第四章 介護予防訪問看護	第三章 介護予防訪問入浴介護	第二節 基本方針（第六十二条）	第四節 運営の基準（第五十二条—第五十七条）	第三節 人員に関する基準（第六十三条・第六十四条）	第五節 介護予防訪問看護	第三節 設備に関する基準（第六十五条）	<中略>	第四節 運営に関する基準（第六十六条—第七十四条）	第六節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）	第五節 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七十五条—第七十七条）	<中略>	<table border="0"> <tr> <td style="width: 15%;">第一章 総則</td> <td style="width: 15%;">第一章 総則</td> </tr> <tr> <td>第二章 介護予防訪問介護</td> <td>第二章 介護予防訪問介護</td> </tr> <tr> <td>第四節 運営の基準（第九条—第三十九条）</td> <td><中略></td> </tr> <tr> <td>第三章 介護予防訪問入浴介護</td> <td>第三章 介護予防訪問入浴介護</td> </tr> <tr> <td>第四節 運営の基準（第五十二条—第五十七条）</td> <td><中略></td> </tr> <tr> <td>第四章 介護予防訪問看護</td> <td>第四章 介護予防訪問看護</td> </tr> <tr> <td>第一節 基本方針（第六十四条）</td> <td>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）</td> </tr> <tr> <td>第二節 人員の基準（第六十五条・第六十六条）</td> <td><中略></td> </tr> <tr> <td>第三節 設備の基準（第六十七条规定）</td> <td>第六節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）</td> </tr> <tr> <td>第四節 運営の基準（第六十八条—第七十五条）</td> <td><中略></td> </tr> <tr> <td>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）</td> <td>第七章 総則</td> </tr> </table>	第一章 総則	第一章 総則	第二章 介護予防訪問介護	第二章 介護予防訪問介護	第四節 運営の基準（第九条—第三十九条）	<中略>	第三章 介護予防訪問入浴介護	第三章 介護予防訪問入浴介護	第四節 運営の基準（第五十二条—第五十七条）	<中略>	第四章 介護予防訪問看護	第四章 介護予防訪問看護	第一節 基本方針（第六十四条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）	第二節 人員の基準（第六十五条・第六十六条）	<中略>	第三節 設備の基準（第六十七条规定）	第六節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）	第四節 運営の基準（第六十八条—第七十五条）	<中略>	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）	第七章 総則
第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条—第四条）																																												
第二章 介護予防訪問介護	第二章 介護予防訪問介護																																												
第四節 運営に関する基準（第八条—第三十七条）	<中略>																																												
第三章 介護予防訪問入浴介護	第四節 運営の基準（第九条—第三十九条）																																												
第四節 運営に関する基準（第五十条—第五十五条）	<中略>																																												
第四章 介護予防訪問看護	第三章 介護予防訪問入浴介護																																												
第二節 基本方針（第六十二条）	第四節 運営の基準（第五十二条—第五十七条）																																												
第三節 人員に関する基準（第六十三条・第六十四条）	第五節 介護予防訪問看護																																												
第三節 設備に関する基準（第六十五条）	<中略>																																												
第四節 運営に関する基準（第六十六条—第七十四条）	第六節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）																																												
第五節 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七十五条—第七十七条）	<中略>																																												
第一章 総則	第一章 総則																																												
第二章 介護予防訪問介護	第二章 介護予防訪問介護																																												
第四節 運営の基準（第九条—第三十九条）	<中略>																																												
第三章 介護予防訪問入浴介護	第三章 介護予防訪問入浴介護																																												
第四節 運営の基準（第五十二条—第五十七条）	<中略>																																												
第四章 介護予防訪問看護	第四章 介護予防訪問看護																																												
第一節 基本方針（第六十四条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）																																												
第二節 人員の基準（第六十五条・第六十六条）	<中略>																																												
第三節 設備の基準（第六十七条规定）	第六節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）																																												
第四節 運営の基準（第六十八条—第七十五条）	<中略>																																												
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第七十六条—第七十八条）	第七章 総則																																												
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号並びに第百十五条规定の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスの基準を定めるとともに、法第二百二項第一号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号並びに第百十五条规定の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスの基準を定めるとともに、法第二百二項第一号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。</p>																																												
<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。 二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス、それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。 三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項の介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る費用の額を超過する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。 五 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。 六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをい 	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 利用料 法第五十三条第一項の介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。 二 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項の介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る費用の額を超過する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。 三 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。 																																												

七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一概原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者との連携に努めなければならない。

(指定介護予防サービスの事業の一概原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者との連携に努めなければならない。

(指定介護予防サービスの事業の一概原則)

第四条 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）により施行されたもの（以下同じ。）により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問介護に係る指定の申請者にあっては、この限りでない。）

(指定介護予防サービス事業者の指定の要件)

第四条 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）により施行されたもの（以下同じ。）により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問介護に係る指定の申請者にあっては、この限りでない。）

第二章 介護予防訪問介護

<中略>

第四節 運営の基準

<中略>

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族の承諾を得て、第二十七条の重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択による賛成するとの認識を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族の承諾を得て、第二十七条の重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択による賛成するとの認識を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。この場合において、当該提供の開始により得るものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を通じて「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を通じて「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの

1 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

2 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要な事項を電子計算機回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けないと旨の申出をした場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

3 磁気ディスク、光ディスクその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要な事項を記録したものを作成する方法

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいふ。
3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいふ。

第四節 運営に関する基準

69

<p>5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族による承諾を得なければならない。</p>	<p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要な事項の提供を電磁的方法によつてはならぬ。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。</p>	<p style="text-align: center;"><中略></p>
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求める場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとします。</p>	<p>第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求める場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとします。</p>	<p>(要支援認定の申請に係る援助)</p> <p>第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者に於ける場合に、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百五十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>(要支援認定の申請に係る援助)</p> <p>第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者に於ける場合に、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めると認めたときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされよう、必要な援助を行わなければなりません。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たつては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指掲の方法による基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等」）第十三条第九号に基準するサービス担当者会議と同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たつては、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十一条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を、当市町村に對して届け出ること等により、介護予防サービスの支給を受けることができる旨を説明することその他の介護予防サービスに依頼する旨を説明することその他の介護予防サービスの支給を受けるために必要な援助を行わなければならぬ。</p>	<p style="text-align: center;"><中略></p>	<p>(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)</p> <p>第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指掲の方法による基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等」）第十三条第九号に基準するサービス担当者会議と同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号）及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を行なう場合、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行なわなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護に於いて法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、文書の交付その他の適切な方法により、その内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

<中略>

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

<中略>

（利用者に関する市町村への通知）

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

<中略>

（勤務体制の確保等）

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

1 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないと認められるとき。
2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 前項の研修には、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができることを管理を行わなければならない。

（衛生管理等）

第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

理を行わなければならない。

（衛生管理等）

第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十六条に規定する重要な事項に該する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(掲示)

第三十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十七条の重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十二条 指定介護予防訪問介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第三十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためには、苦情を受け付ける窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならぬ。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためには、前項の苦情を受け付ける窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百九十二条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言を從つて必要な改善を行わなければならぬ。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に關する利用者からの苦情に關して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第六十九条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防サービスに係る介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護の費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項の療養の給付若しくは同法第八十八条第一項の指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項に規定する指定訪問看護の費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしてしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行いう場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第七十条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせではない。

(緊急時等の対応)

第七十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、現に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十二条 指定介護予防訪問看護事業者は、現に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に關する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要な事項

(記録の整備)

第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、從業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 第七十七条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 二 介護予防訪問看護計画書
- 三 介護予防訪問看護報告書

次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録

次条において準用する第三十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十条

指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防サービスに係る介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護の費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項の療養の給付若しくは同法第八十八条第一項の指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項に規定する指定訪問看護の費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしてしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行いう場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第七十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせではない。

(緊急時等の対応)

第七十二条 指定介護予防訪問看護事業者は、現に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に關する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要な事項

(記録の整備)

第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、從業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第七十七条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 二 介護予防訪問看護計画書
- 三 介護予防訪問看護報告書

次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録

次条において準用する第三十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防サービスに係る介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護の費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項の療養の給付若しくは同法第八十八条第一項の指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項に規定する指定訪問看護の費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしてしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行いう場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第七十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせではない。

(緊急時等の対応)

第七十二条 指定介護予防訪問看護事業者は、現に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に關する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要な事項

(記録の整備)

第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、從業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第七十七条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 二 介護予防訪問看護計画書
- 三 介護予防訪問看護報告書

次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録

次条において準用する第三十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十四条 第八条、第九条、第十六条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十九条から第三十六条まで及び第五十二条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業に適用する。この場合において、これら的是「看護師等」とあるのは、「心身の状況」であり、「心身の状況」を「心身の状況」に読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本的取扱方針)

第七十五条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることでその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第七十六条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問看護の提供に当たりては、主治の医師又は歯科医師又は歯科医師から情報伝達やサービス担当者会議を通じる適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の把握を行うこと。

二 看護師等（准看護師を除く。以下この項において同じ。）は、前号の目標を達成するための具体的なサービス内容及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならないこと。

三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬこと。

五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第二号の介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。

七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行ふこと。

九 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。

十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行つるまでの間に、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。

十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならないこと。

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第七十七条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、その提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることでその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第七十八条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問看護の提供に当たりては、主治の医師又は歯科医師から情報伝達やサービス担当者会議を通じる適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の把握を行うこと。

二 看護師等（准看護師を除く。以下この項において同じ。）は、前号の目標を達成するための具体的なサービス内容及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならないこと。

三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬこと。

五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第二号の介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。

七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行ふこと。

九 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。

十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供を行つるまでの間に、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。

十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならないこと。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第七十九条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることでその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第七十条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問看護の提供に当たりては、主治の医師又は歯科医師から情報伝達やサービス担当者会議を通じる適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の把握を行うこと。

二 看護師等（准看護師を除く。以下この項において同じ。）は、前号の目標を達成するための具体的なサービス内容及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならないこと。

三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬこと。

五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第二号の介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。

七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行ふこと。

九 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。

十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供を行つるまでの間に、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。

十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならないこと。

<p>十二 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に關し、必要な指導及び管理を行わなければならないこと。</p> <p>十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならないこと。</p> <p>十四 第一号から第十二号までの規定は、前号の介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p> <p>十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合には、第二号から第六号まで及び第十一号から第十四号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもつて代えることができること。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。</p>	<p>(主治の医師との関係)</p> <p>第七十七条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならぬ。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならぬ。</p> <p>4 前条第十五号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</p>	<p>(主治の医師との関係)</p> <p>第七十八条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならぬ。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならぬ。</p> <p>4 前条第一項第十五号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</p>
--	--	---

長寿第1868号
平成25年1月15日

各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公印省略)

**介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び
指定介護予防サービス等の基準等について（抜粋）**

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「指定居宅サービス等条例」という。）及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（以下「指定介護予防サービス等条例」という。）については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるものほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条)

指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。

ア 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）又は薬局（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）が行う場合の次のサービス

- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス

- ・訪問看護
- ・介護予防訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・介護予防短期入所療養介護

第二 介護サービス

1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財

産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるよう配慮しなければならない。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定居宅サービス等条例第三十二条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるよう高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第四十二条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13)④、(23)②及び(25)の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

~~~~~ (中略) ~~~~

### 3 訪問看護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第七十一条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第七十二条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第七十八条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の三の3(5)⑤の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 準用

(指定居宅サービス等条例第七十九条)

準用の規定により、1の(1)及び(4)を参照すること。

~~~~~ (中略) ~~~~

第三 介護予防サービス

1 介護予防訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第二十九条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるよう高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第三十九条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第四十条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第四十一条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるよう配慮しなければならない。

~~~~~ (中略) ~~~~

### 3 介護予防訪問看護

(1) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第七十四条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の（3）を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の3（2）②の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第七十六条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の（4）を参照すること。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第七十七条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の（5）を参照すること。

(4) 準用

(指定介護予防サービス等条例第七十五条)

準用の規定により、1の（1）及び（2）を参照すること。

~~~~~ (後略) ~~~~

**指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成11年9月17日老企第25号)**

第2 総論 (抜粋)

2 用語の定義

(1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延べ時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する通則事項（平成12年3月1日老企第36号）

第2の1 通則 （抜粋）

（1）算定上における端数処理について

① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数值に割合を乗じていく計算になる。

（例）（略）

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

（例）（略）

（2）サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、訪問介護費、訪問入浴介護費、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費及び複合型サービス費は算定しないものであること。

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。たとえば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護（生活援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない（利用者不在時の訪問サービスの取扱いについては、当該時間帯に通所サービスを利用するかどうかにかかわらず、同様である。）。

なお、福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

（3）施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の退所（退院）日又は短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所（退院）日に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所（入院）前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、施設入所（入院）者が外泊又は介護老人保健施設若しくは経過型介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、外泊時又は試行的退所時に居宅サービスは算定できない。

(4) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント（利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用する必要であると判断され、30分以上1時間未満の訪問介護（身体介護中心の場合）と訪問看護（指定訪問看護ステーションの場合）を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については402単位、訪問看護については830単位がそれぞれ算定されることとなる。

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ402単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。

(6) 訪問サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなしえるためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

指定介護予防サービス単位数表に関する事項 第2の1 通則 (抜粋)

(1) 算定上における端数処理について (略)

(2) サービス種類相互の算定関係について

介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を受けている間については、その他の介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費(介護予防居宅療養管理指導費を除く。) **は算定しないものであること。**ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、**介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている間については、介護予防訪問介護費、介護予防訪問間入浴介護費、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費並びに介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。**なお、介護予防福祉用具貸与費については、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

(3) 退所日等における介護予防サービスの算定について

介護予防短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防居宅療養管理指導費及び介護予防通所リハビリテーション費は算定できない。介護予防訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、介護予防短期入所サービスにおいても機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所（退院日）に介護予防通所介護を機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正でない。

なお、入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する介護予防訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所（入院）前に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正でない。

(4) 同一時間帯に複数種類の介護予防訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの介護予防訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、介護予防訪問介護と介護予防訪問看護、又は介護予防訪問介護と介護予防訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

(5) 介護予防訪問サービスの行われる利用者の居宅について

介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーションは、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条の2の定義上、**要支援者の居宅において行われるものとされており、要支援者の居宅以外で行われるものは算定できない。**

平成 25 年度

自己点検シート

訪問看護・介護予防訪問看護

事業所番号 : 33

事業所名 :

点検年月日 : 平成 年 月 日()

点検担当者 :

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参考頁・確認書類 |
|---|---|---|---|
| 第1 基本方針 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっているか。
「指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。」 「指定介護予防訪問看護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を目指す。」 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。 | 適 | 否 | <p>【居宅 条例第64条】
 【介護予防条例第64条】
 ・定款、寄附行為等</p> <p>・運営規程
 ・パンフレット等</p> |
| 第2 人員に関する基準 | | | |
| 1 看護師等の員数 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 看護職員の員数は、常勤換算方法で2.5人以上となっているか。
うち1名は常勤となっているか。
【看護職員：保健師、看護師、准看護師】
(事業所が保険医療機関の場合、看護職員は適当数。) | 適 | 否 | <p>【居宅 条例第65条】
 【介護予防条例第65条】
 ・勤務体制一覧表
 ・出勤簿(タイムカード)
 ・給与台帳
 ・資格証</p> |
| 2 管理者 | | | |
| (1) 専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。
兼務の場合、その内容と兼務の適否の確認。
ただし、管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事すること、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 | 適 | 否 | <p>【居宅 条例第66条】
 【介護予防条例第66条】
 ・勤務体制一覧表
 ・出勤簿(タイムカード)
 ・給与台帳</p> |
| (2) 管理者は、保健師又は看護師であるか。 | 適 | 否 | ・資格証 |
| (3) 管理者は、医療機関における看護、訪問看護、又は健康増進法第17条第1項（旧老人保健法第19条）の規定に基づく訪問指導の業務に従事した経験のある者か。 | 適 | 否 | |
| 第3 設備に関する基準 | | | |
| 設備及び備品等 | | | |
| (1) 事業の運営に必要な面積を有する専用の事務室を設けているか。
同一事務室内に他の事業所等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けることで差し支えない。 | 適 | 否 | <p>【居宅 条例第67条】
 【介護予防条例第67条】</p> |
| (2) 事務室は、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。（通知） | 適 | 否 | |
| (3) 事業に必要な設備及び備品等を備えているか。特に、感染症予防に必要な手指を洗浄するための設備等に配慮しているか。 | 適 | 否 | |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|--|---|---|--|
| 第4 運営に関する基準 | | | |
| 1 内容及び手続の説明及び同意 | | | |
| (1) 重要事項を記した文書を交付して、説明を行っているか。 | 適 | 否 | |
| (2) 重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。
〔重要事項最低必要項目
①運営規程の概要
②看護師等の勤務体制
③事故発生時の対応
④苦情処理の体制〕 | 適 | 否 | 【居宅 条例第9条】
【介護予防 条例第9条】
【県解釈通知（居宅）】
第二-1-(1)
第二-3-(4)で準用
【県解釈通知（介護予防）】
第三-1-(1)
第三-3-(4)で準用
・重要事項説明書 |
| (3) 当該同意は書面によって確認されているか。 | 適 | 否 | ・同意に関する書類 |
| 2 提供拒否の禁止 | | | |
| ・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。
(提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か。)
〔正当な理由の例（通知）
①事業所の現員では対応しきれない。
②利用申込者の居住地が実施地域外である。
③適切なサービスを提供することが困難な場合。〕 | 適 | 否 | 【居宅 条例第10条】
【介護予防条例第10条】
・利用申込受付簿
・要介護度の分布がわかる資料 |
| 3 サービス提供困難時の対応 | | | |
| ・ 主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに行っているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第68条】
【介護予防条例第68条】 |
| 4 受給資格等の確認 | | | |
| (1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。
〔①被保険者資格
②要介護（支援）認定の有無
③要介護（支援）認定の有効期間〕 | 適 | 否 | 【居宅 条例第12条】
【介護予防条例第12条】
・サービス提供票
・個人記録 |
| (2) 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。
(事業者が被保険者証を取り込んでいないか。) | 適 | 否 | |
| (3) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。 | 適 | 否 | |
| | | | 事例の有・無 |
| 5 要介護認定等の申請に係る援助 | | | |
| (1) 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。
〔必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて申請を促すこと。〕 | 適 | 否 | 【居宅 条例第13条】
【介護予防条例第13条】 |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参考頁・確認書類 |
|---|---|---|---|
| (2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。
＊居宅介護支援が利用者に対し行われていない場合。 | 適 | 否 | |
| 6 心身の状況等の把握
・ サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適 | 否 | 【居宅】 条例第14条
【介護予防条例第14条】
・ サービス担当者会議の要点の記録 |
| 7 居宅介護支援事業者等との連携
(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。

(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。 | 適 | 否 | 【居宅】 条例第69条
【介護予防条例第69条】 |
| 8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 事例の有・無
〔法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合〕
・ 法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。
〔 受けるための要件とは、居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅サービス計画に基づく居宅サービスを受けること。 〕 | 適 | 否 | 【居宅】 条例第16条
【介護予防条例第16条】 |
| 9 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供
・ 居宅（介護予防）サービス計画に沿った指定（介護予防）訪問看護を提供しているか。 | 適 | 否 | 【居宅】 条例第17条
【介護予防条例第17条】
・ 居宅（介護予防）サービス計画書
・ 訪問看護計画書
・ 週間サービス計画表
・ サービス提供票 |
| 10 居宅（介護予防）サービス計画等の変更の援助 事例の有・無
〔居宅（介護予防）サービス計画の変更を希望する場合〕
(1) 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。

(2) 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅（介護予防）サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。（通知） | 適 | 否 | 【居宅】 条例第18条
【介護予防条例第18条】 |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参考頁・確認書類 |
|--|--|--|---|
| 11 身分を証する書類の携行
(1) 看護師等に身分を明らかにする書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するよう指導しているか。

(2) 証書等に、事業所の名称、従事者の氏名が記載されているか。
(看護師等の職能の記載及び写真の貼付もあることが望ましい。) | 適
適 | 否
否 | 【居宅 条例第19条】
【介護予防条例第19条】
・身分を証する書類
(事業者が発行した証書、名札等) |
| 12 サービスの提供の記録
(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。

(2) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法(利用者の用意する手帳等に記載する等)により、その情報を利用者に提供しているか。 | 適
適 | 否
否 | 【居宅 条例第20条】
【介護予防条例第20条】
・訪問看護記録
・サービス提供票 |
| 13 利用料等の受領
〔法定代理受領サービスに該当する場合〕
・ 1割相当額の支払を受けているか。

〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕
(1) 10割相当額の支払を受けているか。

(2) 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。

〔その他の費用の支払を受けている場合〕
(1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスの提供を行った場合に要した交通費の額の支払を利用者から受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。

(2) (1)の支払を受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。

(3) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。
＊通常の事業の実施地域以外の訪問についての交通費は課税される。

(4) 要した費用の支払を受けた際、領収証を交付しているか。

(5) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。 | 適
適
適
適
適
適
適
適
適
適 | 否
否
否
否
否
否
否
否
否
否 | 【居宅 条例第70条】
【介護予防条例第70条】
・領収証控

・運営規程

・重要事項説明書
・同意書

・領収証控
【青P42】

【介護保険法第41条
第8項】

【介護保険法施行規則
第65条】 |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|--|-----------------------|-----------------------|--|
| (6) 訪問看護で使用する衛生材料、医療材料の実費を、利用者やその家族から徴収していないか。
＊主治医が支給するもの。
【参考】在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて
(H15.3.31保医発第0331014号) | 適 | 否 | |
| 14 保険給付の請求のための証明書の交付
〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕
・ サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第22条】
【介護予防条例第22条】 |
| 15 指定（介護予防）訪問看護の基本取扱方針
(1) 利用者の要介護状態の軽減・悪化の防止、また、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し計画的に行っているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第71条】
【介護予防条例第76条】
【県解釈通知（居宅）】
第二-1-(2)
第二-3-(1)で参照 |
| (2) 提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。
・ 目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行っているか。
・ 必要に応じ訪問看護計画の修正を行うなど、改善を図っているか。
・ 自ら行う評価に限らず、外部の者による評価（利用者アンケート等を含む）など、多様な評価方法を用いているか。 | 適
適
適
適
適 | 否
否
否
否
否 | 【県解釈通知（介護予防）】
第三-1-(4)
第三-3-(2)で参照
・居宅サービス計画書
・訪問看護計画書
・評価を実施した記録 |
| 16 指定（介護予防）訪問看護の具体的取扱方針
(1) サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第72条】
【介護予防条例第77条】
【県解釈通知（居宅）】
第二-1-(3)
第二-3-(2)で参照 |
| (2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法、その他療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。 | 適 | 否 | 【県解釈通知（介護予防）】
第三-1-(5)
第三-3-(3)で参照
・訪問看護計画書
・訪問看護記録書
・訪問看護記録書 |
| (3) サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。 | 適 | 否 | |
| (4) 常に新しい技術を習得するために研鑽を行っているか。 | 適 | 否 | ・研修会資料 |
| (5) 認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援に努めているか。 | 適 | 否 | |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参考頁・確認書類 |
|--|---|---|---|
| (6) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っているか。 | 適 | 否 | (介護予防)
【赤P997 十】 |
| (7) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しているか。 | 適 | 否 | (介護予防)
【赤P997 十一】 |
| (8) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しているか。 | 適 | 否 | (介護予防)
【赤P997 十三】 |
| 17 主治の医師との関係 | | | |
| (1) 管理者は、主治医との連絡調整、看護師等の監督等必要な管理を行っているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第73条】
【介護予防条例第78条】
・指示書 |
| (2) サービスの提供に際し、利用者の主治医の発行する指示書の交付を受けているか。
＊特別訪問看護指示書が発行された場合は、医療保険となる。 | 適 | 否 | ・訪問看護計画書
・訪問看護報告書 |
| (3) 定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しているか。
＊保険医療機関が指定訪問看護事業所である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えない。
また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えない。 | 適 | 否 | 【介護予防条例第77条】 |
| 18 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 | | | |
| (1) 看護師等(准看護師を除く。)は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえ、療養上の目標、具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第74条】
【介護予防条例第77条】
・訪問看護計画書 |
| (2) 既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。
また、訪問看護計画書作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 | 適 | 否 | ・訪問看護計画書 |
| (3) 訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ているか。
また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 | 適 | 否 | ・居宅サービス計画書
・訪問看護計画書 |
| (4) 訪問看護計画書を作成した際には、利用者に計画書を交付しているか。 | 適 | 否 | ・訪問看護計画書 |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参考頁・確認書類 |
|---|---|---|--|
| (5) 訪問日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した訪問看護報告書（主治医に定期的に提出するもの）を作成しているか。 | 適 | 否 | ・訪問看護記録書 |
| (6) 管理者は、訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行っているか。
【参考】訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて
(H12.3.30老企第55号) | 適 | 否 | ・訪問看護報告書
【赤P104～P106】 |
| 19 同居家族に対する訪問看護の禁止
・ 看護師等にその同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせていないか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第75条】
【介護予防条例第71条】 |
| 20 利用者に関する市町村への通知
・ 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。
① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わず、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第27条】
【介護予防条例第24条】
・ 市町村に送付した通知に係る記録 |
| 21 緊急時等の対応
(1) 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。
(2) 必要に応じて臨時応急の手当を行っているか。 事例の有・無 | 適 | 否 | 【居宅 条例第76条】
【介護予防条例第72条】 |
| | 適 | 否 | ・ 訪問看護記録書 |
| 22 管理者の責務
(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。
(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第56条】
【介護予防条例第54条】
・ 組織図
・ 業務日誌 |
| | 適 | 否 | |
| 23 運 営 規 程
・ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。また、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。
①事業の目的及び運営の方針
②従業者の職種、員数及び職務の内容
③営業日及び営業時間
④指定（介護予防）訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
⑤通常の事業の実施地域
⑥緊急時等における対応方法
⑦その他運営に関する重要事項
*併せて医療保険の訪問看護を行っている場合、運営規程を定めているか。（利用料等の規定が介護保険と異なる。） | 適 | 否 | 【居宅 条例第77条】
【介護予防条例第73条】
・ 運営規程 |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参考頁・確認書類 |
|--|---|---|--|
| 24 勤務体制の確保等 | | | |
| (1) 原則として月ごとの勤務表を作成しているか。
また、看護師等について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | 適 | 否 | 【居宅】条例第32条
【介護予防条例第29条】
【県解釈通知（居宅）】
第二-1-(4)
第二-3-(4)で準用
【県解釈通知（介護予防）】
第三-1-(2)
第三-3-(4)で準用
・勤務体制一覧表 |
| (2) 看護師等は、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。
＊派遣労働者（紹介予定派遣を除く。）は禁止されている。
事例の有・無 | 適 | 否 | |
| (3) 当該事業所の看護師等によってサービスの提供が行われているか。 | 適 | 否 | |
| (4) 看護師等の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 | 適 | 否 | ・研修計画
・研修会資料 |
| (5) (4)の研修は高齢者的人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を踏まえたものであるか。 | 適 | 否 | |
| 25 衛生管理等 | | | |
| (1) 事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。（衛生教育、使い捨て手袋の使用等） | 適 | 否 | 【居宅】条例第33条
【介護予防条例第30条】
・衛生マニュアル
・健康診断の記録 |
| (2) 看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、感染を予防するための備品を備えるなどの対策を講じているか。（使い捨て手袋、手指洗浄設備等） | 適 | 否 | |
| (3) 設備や備品について、衛生的な管理に努めているか。
(設備の清掃、消毒、備品の保管方法、保管状態) | 適 | 否 | |
| 26 掲 示 | | | |
| (1) 重要事項の掲示方法は適切か。（場所、文字の大きさ等） | 適 | 否 | 【居宅】条例第34条
【介護予防条例第31条】 |
| (2) 掲示事項はすべて掲示されているか。
①運営規程の概要
②従業者の勤務体制
③苦情に対する措置の概要
④利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項 | 適 | 否 | |
| (3) 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。 | 適 | 否 | |
| 27 秘密保持等 | | | |
| (1) 利用者の個人記録の保管方法は適切か。 | 適 | 否 | 【居宅】条例第35条
【介護予防条例第32条】
・就業時の取り決め等の記録（就業規則） |
| (2) 従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。（就業規則に盛り込む等の雇用時の取決め、違約金についての定めを置く等） | 適 | 否 | |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参考頁・確認書類 |
|---|--------|--------|---|
| (3) サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族に適切な説明(利用の目的、利用される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。 | 適 | 否 | ・同意書 |
| (4) 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 | 適 | 否 | |
| 28 広 告
・ 虚偽又は誇大なものではないか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第36条】
【介護予防条例第33条】
・パンフレット等 |
| 29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
・ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第37条】
【介護予防条例第34条】 |
| 30 苦情処理
(1) 苦情を受け付けるための相談窓口があるか。
また、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要を記載するとともに、事業所に掲示してあるか。 | 適
適 | 否
否 | 【居宅 条例第38条】
【介護予防条例第35条】
・苦情処理マニュアル |
| (2) 苦情を受け付けた場合、受付日、内容等を記録しているか。
また、記録は5年間保存しているか。 事例の有・無 | 適
適 | 否
否 | ・苦情に関する記録 |
| (3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | 適 | 否 | |
| (4) 市町村が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合に改善を行っているか。 | 適 | 否 | |
| (5) 市町村からの求めに応じ、改善内容を市町村に報告しているか。 | 適 | 否 | |
| (6) 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合に改善を行っているか。 | 適 | 否 | |
| (7) 国民健康保険団体連合会からの求めに応じ、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 適 | 否 | |
| 31 地域との連携
(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業（介護相談員派遣事業）を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第39条】
【介護予防基準第36条】 |
| (2) 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業にも協力するよう努めているか。 | 適 | 否 | |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参考頁・確認書類 |
|---|-------------|-------------|---|
| 32 事故発生時の対応 | | | |
| (1) 事故発生時の連絡体制（市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等）が整えられているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第40条】
【介護予防条例第37条】
・連絡体制表 |
| (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。
・5年間保存しているか。
・県の指針に基づき、県（所管県民局）へ報告しているか。 | 適
適
適 | 否
否
否 | ・事故記録 |
| (3) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。
(損害賠償保険の加入又は賠償資力を有することが望ましい。) | 適 | 否 | |
| (4) 事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。 | 適 | 否 | |
| 33 会計の区分 | | | |
| ・ 指定（介護予防）訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問看護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分しているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第41条】
【介護予防条例第38条】
・会計関係書類 |
| 34 記録の整備 | | | |
| (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第78条】
【介護予防条例第74条】
【県解釈通知（居宅）】
第二-1-(5)
第二-3-(3)で参照 |
| (2) 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。
諸記録・・・①主治医による指示の文書
②訪問看護計画書
③訪問看護報告書
④具体的なサービスの内容等の記録
⑤市町村への通知に係る記録
⑥苦情の内容等の記録
⑦事故の状況、事故に際して採った処置の記録
(事業者が保険医療機関の場合、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。) | 適 | 否 | 【県解釈通知（介護予防）】
第三-1-(3)
第三-3-(1)で参照 |
| 第5 変更の届出等 | | | |
| ・ 変更の届出が必要な事項については、適切に届け出されているか。
〔・ 事業所の専用区画は届出ている区画と一致しているか。
・ 管理者は届け出ている者と一致しているか。
・ 運営規程は届け出ているものと一致しているか。〕 | 適 | 否 | 【介護保険法第75条】 |
| *健康保険法上の訪問看護についての加算及び変更の届出は、中国四国厚生局岡山事務所へ提出すること。 | | | 【健康保険法第93条、
健康保険法施行規則
第77条】 |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参考頁・確認書類 |
|--|---|---|--------------------------|
| 第6 介護給付費の算定及び取扱い | | | |
| 1 基本的事項 | | | |
| (1) 指定（介護予防）訪問看護費に係る所定の単位数表により算定しているか。 | 適 | 否 | ・介護給付費請求書、明細書 |
| (2) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 | 適 | 否 | ・介護給付費請求書、明細書
【青P154】 |
| 第7 業務管理体制の整備等 | | | 【介護保険法第115条の32】 |
| (1) 業務管理体制届出書を提出しているか。 | 適 | 否 | 【赤P1279～1283】 |
| (2) 届出先や届出事項等に変更が生じた場合、速やかに必要な届出を行っているか。 | 適 | 否 | |
| (3) 法令遵守責任者名等、届出の内容が従業者に周知されているか。 | 適 | 否 | |
| 第8 介護サービス情報の公表 | | | 【介護保険法第115条の35】 |
| (1) 当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。 | 適 | 否 | 【緑P1093～1102】 |
| (2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。 | 適 | 否 | |
| (3) 公表内容は、サービス提供の実態と乖離していないか | 適 | 否 | |